

# 半田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた農業者等の計画的な経営発展を支援し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することにより、地域農業の安定的発展を図るため、農業者が借り入れた経営発展に必要な資金に対して利子補給金を交付するものとする。

(利子補給対象資金)

第2条 前条の規定により利子補給を行う資金は、農業経営基盤強化資金(経営体育成総合融資制度基本要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第1の2(1)に定める資金)とする。ただし、農業経営基盤強化資金実施要綱第4(2)から(4)まで及び(7)の適用を受けた者を除く。

(利子補給率、補給金額等)

第3条 利子補給率は、利子補給対象資金の貸付利率から公益財団法人農林水産長期金融協会の利子補給率(農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業実施要綱(平成2年3月29日付け2農経A第321号農林水産事務次官依命通知。以下「農山漁村利子助成要綱」という。))に基づき助成されるものの率をいう。)及び実質金利(平成22年4月1日改正前の農業経営基盤強化資金実施要綱第3の4(3)に基づく金利をいう。)を減じて得た率に3分の1を乗じて得た率とする。

2 交付する利子補給金の額は、利子補給対象者の1月1日から12月31日までの期間内に払込期日の到来した利息の合計額を貸付利率で除して得た額に、それぞれの利子補給率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、期間中の利息には、遅延損害金及び違約金は含まないものとする。

3 利子補給期間は、平成22年4月22日までに貸付決定を受けた利子補給対象者については当該資金の償還期間とし、平成22年4月23日から平成24年3月31日までに貸付決定を受けた利子補給対象者(平成23年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7269号農林水産事務次官依命通知)第3又は農山漁村利子助成要綱別表3に規定する利子助成金の交付を受ける者)については当該資金の償還期間のうち当初5年間とする。

(利子補給対象者)

第4条 利子補給の対象者は、第2条に規定する資金を借入れた本市に住所を有する農業者とする。ただし、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していないものとする。

2 利子補給金の交付を希望する農業者は、農業経営基盤強化資金の借入れ申込み時に農業経営基盤強化資金利子補給対象者承認申請書(様式第1)を、金融機関を経由して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の利子補給対象者承認申請書を受理したときは内容を審査し、利子補給の対象者として適当と認めた場合は、農業経営基盤強化資金利子補給対象者承認書（様式第2）を、金融機関を経由して農業者に交付するものとする。

（利子補給金の交付申請）

第5条 利子補給対象者としての承認を受け、利子補給金の交付を希望する農業者又は第8条の規定により委任を受けた金融機関（以下「金融機関」という。）は、農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書（農業者にあつては様式第3の1、金融機関にあつては様式第3の2）に農業経営基盤強化資金を借入れた金融機関が残高等に相違ない旨を証した農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請計算書（農業者にあつては様式第4の1、金融機関にあつては様式第4の2）を添付して1月15日までに市長に提出するものとする。

（利子補給金の交付決定）

第6条 市長は、第5条の利子補給金交付申請書を受理した場合は内容を審査し、補給金の交付を適当と認めたときは補給金の交付決定を行い、速やかに農業経営基盤強化資金利子補給金交付決定通知書（様式第5）を農業者に交付するものとする。

（利子補給金の交付）

第7条 利子補給対象者は、利子補給金の交付決定後、農業経営基盤強化資金利子補給金交付請求書（農業者にあつては様式第6の1、金融機関にあつては様式第6の2）を速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の交付請求書に基づき、利子補給金を速やかに農業者に交付するものとする。

（申請手続きの委任）

第8条 利子補給金の交付を希望する農業者は、第5条及び第7条に規定する利子補給の交付申請、請求及び受領に関する権限を農業経営基盤強化資金の借入申込みを行った金融機関に委任し、融資機関は農業者からの委任を受けてまとめて行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月10日から施行し、平成10年6月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年9月24日から施行し、平成10年8月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年10月14日から施行し、平成10年9月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年11月16日から施行し、平成10年10月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年1月22日から施行し、平成10年12月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年11月9日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

## 農業経営基盤強化資金利子補給対象者承認申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住所

氏名

（電話 ）

農業経営基盤強化資金の借入れに係る半田市農業経営基盤強化資金利子補給事業実施期間中の利子補給金の交付を受けたいので、半田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱第4条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

農業経営基盤強化資金貸付決定内容

貸付決定番号	※	借入金額	※	円
貸付実行日	※	年 月 日		
償還方法		元金均等 ・ 元利金等		
償還期限		年 月 日		
据置期限		年 月 日		
償還日		月 日、 月 日、 月 日 月 日、 月 日、 月 日	年	回
取扱金融機関		農協（銀行・信用金庫）		支店

（注）※は金融機関で記入します。

同意書	<p>半田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付における審査のために、私の市税等の納付状況を市担当者が調査することに同意します。</p> <p>氏 名</p>
-----	--

## 農業経営基盤強化資金利子補給対象者承認書

号  
年 月 日

住所  
氏名 様

半 田 市 長 印

年 月 日付けの申請については、半田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり利子補給対象者として承認します。

### 記

#### 1 承認内容

- (1) 利子補給番号
- (2) 利子補給率

#### 2 利子補給対象資金

貸付決定番号		借入金額	円
償還期限	平成 年 月 日		
取扱金融機関	農協（銀行・信用金庫）		支店

#### 3 利子補給金請求手続き

半田市農業経営基盤強化資金利子補給事業実施期間中は、利子補助金を受け取ることができますので、別紙「請求手続き」に留意して請求手続きを行ってください。

## 半田市農業経営基盤強化資金利子補給金請求手続き

### 1 交付申請書の提出

利子補給金の計算期間は、1月1日から12月31日までですので、翌年の1月15日までに取扱金融機関で残高等に相違がないことの証明を受け利子補給金交付申請書（農業者にあつては様式第3の1、金融機関にあつては様式第3の2）を提出してください。

### 2 交付請求書の提出

交付決定後、速やかに交付請求書（農業者にあつては様式第6の1、金融機関にあつては様式第6の2）を提出してください。

### 3 利子補給金の支払い

利子補給金は、4月末日までに支払います。なお、請求等の申請がない場合は、利子補給金を支払うことができませんので注意してください。

### 4 申請等の委任について

利子補給金の申請、請求及び受領の手続きは取扱金融機関に委任することができます。手続きを委任する場合は、速やかに取扱金融機関に委任状を提出してください。

### 5 住所、氏名等の変更について

住所、経営委譲等による債務者名等の変更をした場合は、速やかに連絡してください。

様式第3の1（第5条関係。農業者が直接提出する場合）

## 年度半田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住所

氏名

（電話 ）

年度の農業経営基盤強化資金利子補給金の交付を受けたいので、半田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類  
農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請計算書

様式第3の2（第5条関係。金融機関が農業者等から委任を受けて代理申請する場合）

## 年度半田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書

番 号  
年 月 日

半 田 市 長 殿

（金融機関名）

住所

氏名

（電話 〇〇〇〇〇〇）

年度の農業経営基盤強化資金利子補給金の交付を受けたいので、半田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

### 記

1 申請額 金 〇〇〇〇〇 円

2 添付書類

農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請明細書

農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請計算書



様式第3の2別紙（金融機関が農業者からの委任を受けて代理申請する場合のみ）

農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請明細書

金融機関名	
-------	--

取扱 金融 機関	貸付 決定 番号	利子 補給 番号	氏 名	市町村利子補給額			
				補給率 (%)	金額 (円)	うち県補助金	
						補給率(%)	金額 (円)
小 計				—		—	

合 計	市町村利子補給額 (円)	
	うち県補助金額 (円)	

枚中	枚目
----	----

様式第4の1（第5条関係。農業者が直接提出する場合）

### 農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請計算書

取扱金融機関	貸付決定番号	利子補給番号	氏名				
期 間	日 数 ①	貸付残高 ② (円)	積数 ①×②	市町村利子補給額		うち県補助金	
				補給率④	金 額	補給率⑤	金 額
					③×④/365		③×⑤/365
				%	円	%	円
借入時実質金利 (%)		積数合計③					

<p>金融機関確認欄</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p>	<p>年 月 日</p> <p>金融機関名</p> <p>代表者名</p>
---	---------------------------------------

様式第4の2（第5条関係。金融機関が委任を受けて代理申請する場合）

## 農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請計算書

金融機関名	
-------	--

取扱金融機関		貸付決定番号		利子補給番号		氏名	
期 間	日 数 ①	貸付残高 ② (円)	積数 ①×②	市町村利子補給額		うち県補助金	
				補給率④	金 額	補給率⑤	金 額
					③×④/365		③×⑤/365
					%	円	円
借入時実質金利 (%)		積数合計③					
取扱金融機関		貸付決定番号		利子補給番号		氏名	
期 間	日 数 ①	貸付残高 ② (円)	積数 ①×②	市町村利子補給額		うち県補助金	
				補給率④	金 額	補給率⑤	金 額
					③×④/365		③×⑤/365
					%	円	円
借入時実質金利 (%)		積数合計③					
取扱金融機関		貸付決定番号		利子補給番号		氏名	
期 間	日 数 ①	貸付残高 ② (円)	積数 ①×②	市町村利子補給額		うち県補助金	
				補給率④	金 額	補給率⑤	金 額
					③×④/365		③×⑤/365
					%	円	円
借入時実質金利 (%)		積数合計③					

枚中	枚目
----	----

様式第5（第6条関係）

半経第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

半 田 市 長 印

### 年度農業経営基盤強化資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付け（ 第 号）の申請については、半田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定します。

つきましては、速やかに利子補給金交付請求書（様式第7）を提出してください。

#### 記

1 利子補給金交付決定額

金 円 （利子補給番号 ） \* 1

2 交付決定の内容 \* 2

別紙「農業経営基盤強化資金利子補給金交付明細書」のとおり

- \* 1 農業者に直接通知する場合
- \* 2 金融機関へ通知する場合



様式第6の1（第7条関係。農業者が直接提出する場合）

## 農業経営基盤強化資金利子補給金交付請求書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住所  
氏名  
(電話 )

下記の金額を交付してください。

記

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農業経営基盤強化  
資金利子補給金

金融機関名	農協（銀行・信用金庫）	支店
口座番号	普通・当座	( )
口座名義		

(注) 交付決定書の写し（原本証明のこと）を添付すること。

様式第6の2（第7条関係。金融機関が農業者から委任を受けて請求する場合）

## 農業経営基盤強化資金利子補給金交付請求書

年 月 日

半 田 市 長 殿

(金融機関名)

住 所

代表者名

(電話 )

下記の金額を交付してください。

記

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農業経営基盤強化  
資金利子補給金

(注) 交付決定書の写し（原本証明のこと）を添付すること。

様式第6添付（金融機関が農業者から委任を受けて代理申請する場合）

（別紙）

農業経営基盤強化資金利子補給金交付明細書

金融機関名	
-------	--

取扱 金融 機関	貸付 決定 番号	利子 補給 番号	氏 名	金 額 (円)	店舗名 (支店名)	口 座 番 号	
						種 別	番 号
小 計			人		_____		

合 計	市町村利子補給額（円）	

枚中	枚目
----	----



年 月 日

## 委 任 状

様

住 所

氏 名

私は、農業経営基盤強化資金の借入に係る半田市農業経営基盤強化資金利子補給金の交付を受けたいので、利子補給実施期間中の利子補給金交付申請、交付請求及び受領に関する権限を貴殿に委任します。

記

- 1 農業経営基盤強化資金貸付決定番号

--

- 2 利子補給番号

市町村名		利子補給番号	
------	--	--------	--

- 3 権限委任期間 償還終了時まで

- 4 利子補給金振込口座番号

- (1) 金融機関名 農協（銀行・信用金庫） 支店
- (2) 口座番号 種別 番号
- (3) 口座名義